

審判義務制度運用開始の御案内

静岡県バドミントン協会会長 杉山 敏充
理事長 吉氷 将史

日頃より、静岡県バドミントン協会の活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、日本バドミントン協会による全国大会開催担当県の輪番制導入に伴い、今後は静岡県で全国大会が開催される見込みとなり、審判員の不足が懸念されております。また、県協会主催大会においても、常に審判員不足が課題となっております。

そこで、審判員の確保を目的として、令和8年度以降の審判義務発生対象大会に出場する際には、出場権利を有していることを出場条件といたします。

この制度は、大会運営を一部のボランティアの皆様依存するのではなく、出場選手が相互に協力し合い、円滑な大会運営を実現することを目的としたものです。

皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【審判義務制度の概要】

- ① 令和8年度より、下記 A) の審判義務発生対象大会に出場する際は、出場を希望する大会の前までに、審判担当大会 B) で審判を担当し、出場権利を1つ以上取得している必要があります。
- ② 原則として、審判義務発生対象大会に出場するためには 事前に出場権利を取得していることが必要です。
ただし、審判義務が発生する対象大会に初めて参加する場合に限り、出場権利をお持ちでない方でも、審判義務発生対象大会(A)に出場後、審判担当を確約していただくことで出場を認めます。
なお、次年度以降も審判義務発生対象大会に出場する場合は、同一年度内に2回以上審判を担当する必要があります。
また、この特例措置は 2年目以降は適用されませんので、ご注意ください。
- ③ 審判担当指定大会で審判を担当した回数分、審判義務発生対象大会に参加することができます。ただし、一年度内に A) の大会へ複数回出場した場合でも、出場権利の消費は1回のみとします。また、獲得した大会出場権利の有効期間は、審判を担当した翌年度から3年間とします。
- ④ 審判担当指定大会への審判員参加申込みは、県バシステムより手続きを行ってください。

A) 審判義務発生の対象大会

県協会、ならびに県協会加盟連盟の下記大会

- ① 県社会人選手権
- ② マスターズ予選
- ③ 県ミックス（東海総合参加希望者）
- ④ 国スポ予選
- ⑤ 全日本シニア選考会
- ⑥ 県総合（単）
- ⑦ 県総合（複）
- ⑧ 全日本レディースバドミントン選手権大会（団体戦）
- ⑨ ヨネックス杯国際親善レディースバドミントン大会
- ⑩ 全日本レディースバドミントン競技大会（個人戦）
- ⑪ 県協会加盟連盟主催の1種大会県予選
- ⑫ 県協会、ならびに県協会加盟連盟が指定する大会

B) 審判担当大会

県協会が指定する下記の大会で、1日審判を務める。

- ① 県社会人選手権
- ② マスターズ予選
- ③ 県ミックス（東海総合参加希望者）
- ④ 国スポ予選
- ⑤ 全日本シニア選考会
- ⑥ 県総合（単）
- ⑦ 県総合（複）
- ⑧ 県協会が指定する大会

【制度の運用例】

例1)：令和7年度にB)の審判担当大会で審判を1回担当

⇒ 令和8年度の審判義務発生対象大会出場権を獲得

⇒ 令和8年度の全ての審判義務発生対象大会に参加可能。

例2)：令和7年度にB)の審判担当大会にて審判を5回担当

⇒ 大会出場権利を5年分獲得。獲得した権利の有効期間は審判を担当した翌年から3年。

大会出場権利は、大会参加回数によらず、1年1権利を消費するため、5年分獲得した権利は、3年分有効。

残り2年分は有効期間を過ぎるので、無効となります。

◆ 注意点

- 1) 出場権利の管理は、県バシステムにログインして、選手自身が確認して下さい。
- 2) 選手として出場している大会での審判担当は、対象になりません。
- 3) 今後審判員は「県バシステム」を使用して募集いたします。県協会ホームページに審判員募集案内が掲載されまたら、「県バシステム」を御確認下さい。

【問合せ先】

事務局長 松本 幹広 shizubad.01@gmail.com

TEL 090-3389-0525